

京都市訓令甲第13号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

別表第1第2類の款産業観光局産業戦略部の項及び保健福祉局障害保健福祉推進室の項を削る。

別表第2担当課長及び室に置く課長の項の次に次の1項を加える。

市税事務所長	(1) 所属職員に対する検査吏員証，滞納者財産差押吏員証及び検 税吏員証の交付に関する事。
--------	--

別表第3第二児童福祉センター長並びに課長（第二児童福祉センターに置く課長を除く。），発達障害者支援センター長，青葉寮長及び第二児童相談所長の項中「，青葉寮長」を削る。

別表第3発達障害者支援センター長の項及び青葉寮長の項を次のように改める。

発達障害者支援センター長	(1) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業の実施に 関すること。
--------------	---

別表第4保健所長の項第12号中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第4次長の項第15号中「支給認定，支給認定の変更及び取消し並びに」を削り，同項中第24号を第25号とし，第16号から第23号までを1号ずつ繰り下げ，第15号の次に次の1号を加える。

(10) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支出決定に関する事。ただし，育成医療に関するものに限る。

別表第4保健医療課長の項に次の3号を加える。

(2) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定並びに支給認定の変更及び取消しに関する事。

(3) 児童福祉法による療育の給付決定に関する事。

(4) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支給認定，医療受給者証の交付並びに

支給認定の変更及び取消しに関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。

別表第5 事業所の長（東京事務所長及び元離宮二条城事務所長を除く。）の項第8号中「計量検査所長,」及び「, 若杉学園長」を削る。

別表第5 計量検査所長の項及び若杉学園長の項を削る。

別表第5 福祉事務所長の項第1号中「及び第78条」を「並びに第78条第1項及び第3項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)